

鳥羽市監査委員告示 第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年3月20日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 浜 口 一 利

記

財 政 援 助 団 体 監 査

1. 監査の概要

（1）監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

種別：公の施設の指定管理者

（2）監査の対象

監査対象とした団体 かどや保存会

監査対象事務 監査対象団体：公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況

所管部局：監督・指導管理事務

監査対象期間 平成25年度、平成26年4月～平成26年9月まで

（3）監査の実施期日

書面審査 平成27年1月27日～平成27年2月10日

実地監査 平成27年2月12日

所管部局に対する聞き取り 平成27年2月16日

2. 監査の方法

当該監査対象団体及び所管部局から関係書類、諸帳簿等の提出を求めるとともに、かどや保存会事務局職員及び所管部局の教育委員会事務局職員から説明を聴取した。

3. 監査対象の概要

I 事業の内容

(1) かどや保存会の概要及び事業目的

かどや保存会は、平成24年4月1日に設立された団体で、『旧廣野家住宅（鳥羽大庄屋かどや）を末永く後世に残し、みなとまちとして栄えた鳥羽の歴史を次世代に繋がる活動を行うことで、市民生活の豊かさと交流の広がりを図り、地域活性化の推進に寄与すること』を目的としている。（会則第1条）

かどや保存会は、前述の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- ① 旧廣野家住宅の保存と活用事業
- ② 地域の賑わいを創出するための活動
- ③ 地域の歴史の学習、啓発事業
- ④ その他、この会の目的達成に必要な事業

(2) 市との関係

「鳥羽大庄屋かどや」の指定管理

かどや保存会は、歴史的文化遺産である建造物を将来に守り伝えるとともに、市民主体によるまちづくりの拠点として住民相互の交流の促進を図ることを目的に平成25年5月1日から平成26年3月31日まで、市議会議決を経て指定管理者として管理業務を行った。さらに、再度の指定により平成26年4月1日から平成29年3月31日まで、引き続き管理業務を行う基本協定を市と締結している。

指定管理	(単位：千円)	
名 称	H25 決算額	H26 予算額
鳥羽大庄屋かどや指定管理料	1,534	2,002

(3) 指定管理対象施設の概要

① 鳥羽大庄屋かどや

文政8年（1825年）に建造

平成16年4月27日に故廣野道夫氏より市へ寄贈

平成18年3月2日に主屋・内蔵・土蔵が国の登録有形文化財に登録

平成24年度に修復工事が完了

延べ床面積 主屋 327.30 m²、内蔵 82.81 m²、土蔵 49.29 m²

公衆便所 43.02 m²

(4) 指定管理対象施設の利用状況（平成26年度の数値は平成26年9月末現在）

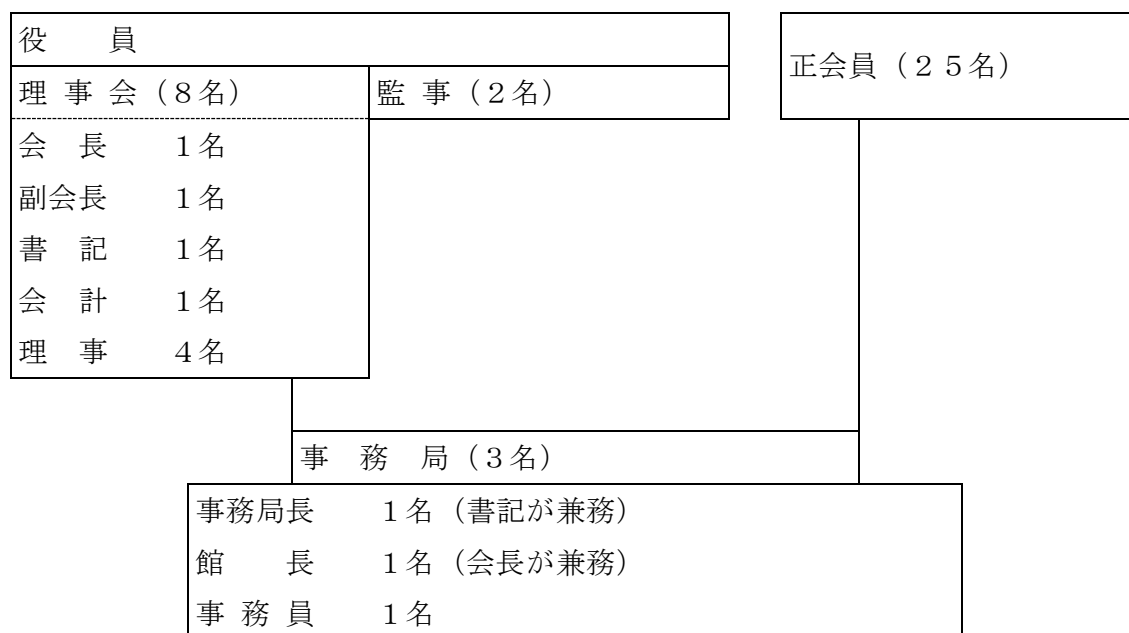
(単位：人)

利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成25年度	-	636	655	500	366	248	298	249	536	216	293	329	4,326
平成26年度	299	555	484	402	284	369	-	-	-	-	-	-	2,393

II 組織

かどや保存会の組織は、理事会、監事、会員、及び事務局で構成している。

かどや保存会の組織を図示すると以下のとおりとなる。



注：この他、かどや保存会の目的に賛同する個人、団体が賛助会員となっている。

Ⅲ 財務状況

指定管理業務にかかる平成25年度決算報告書は以下のとおりである。

【収入の部】 (単位：円)

種 別	予算額	決算額	増 減
指定管理料	1,534,000	1,534,000	0
利用料金 貸間収入	110,000	25,830	△ 84,170
事業収入 自主事業収入	110,000	41,210	△ 68,790
合 計	1,754,000	1,601,040	△ 152,960

【支出の部】

種 別	予算額	決算額	増 減	
賃 金	978,000	619,314	△ 358,686	
報 償 費 講師謝金	53,000	30,200	△ 22,800	
需 用 費	消耗品費	58,000	301,521	243,521
	印刷製本費	21,000	0	△ 21,000
	光熱水費	206,000	212,402	6,402
通信運搬費	電話代	32,000	51,618	19,618
	郵送料	20,000	60,245	40,245
委 託 料	浄化槽保守	92,000	25,200	△ 66,800
	消防設備保守	28,000	36,750	8,750
	建物セキュリティー	104,000	101,815	△ 2,185
	プロバイダ料	52,000	51,975	△ 25
使 用 料 駐車場使用料	110,000	110,000	0	
合 計	1,754,000	1,601,040	△ 152,960	

4. 監査の結果

監査対象団体の公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況については、関係書類及び関係諸帳簿を照合した結果、条例及び協定書に沿って概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査における指摘事項及び所見は次のとおりであるが、事務処理上の軽易な注意事項については、その都度口頭等で善処すべき旨を指示した。

I 監査対象団体に対する指摘事項等

(1) 指摘事項 ① 規定の整備について〔注意事項〕

鳥羽大庄屋かどやの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に文書の管理に関する規定を別に定める旨規定されているが、策定されていなかった。同様に、情報の公開に関する規定を整備する旨規定されているが、策定されていなかった。

基本協定書の遵守を徹底されたい。

(2) 所 見 ① 施設管理について〔努力・要望事項〕

防災管理マニュアルによると、避難経路を明示した案内図を掲示する旨規定されているが、掲示されていなかった。また、指定管理者の所有に属する備品については、台帳が整備されていなかった。

災害時、迅速に対応できるよう、避難経路を明示した案内図を掲示するとともに、備品の所属を明確にし適正に管理するため、備品台帳の整備に努められたい。

② 人材育成について〔努力・要望事項〕

限られた予算の中、適切な人材確保に苦慮されていたが、歴史的文化遺産である鳥羽大庄屋かどやを最大限活用し、限られた人員で、多種多様な自主事業を展開し、地域の活性化に尽力されていた。

今後も研修等とおし、事務員やボランティアスタッフの人材育成に努めることにより、永続的な活動となるよう引き続き尽力されたい。

③ 会計の分別について〔努力・要望事項〕

基本協定書に基づき指定管理に関する部分とかどや保存会独自の部分とを区分し口座管理がされていなかった。基本協定書に基づく専用口座を開設し、適正に管理されるとともに経理事務手続きについて見直し自主事業にかかる財源を明確化し、継続可能な事業展開となるよう適切な事務処理に努められたい。

II 所管部局に対する指摘事項等

(1) 指摘事項 ① 文書管理について〔注意事項〕

鳥羽市教育委員会事務決裁規程によると総務課長専決事項となっている決裁文書が、生涯学習課長までの決裁となっていた。

決裁規程の遵守を徹底されたい。

(2) 所 見 ① 入館料について〔検討事項〕

鳥羽大庄屋かどやの設置及び管理に関する条例によると、入館料を徴収する旨規定されているが、徴収されておらず、その経緯を記した決裁文書等も見当たらなかった。

入館料を徴収していない経緯については、ヒアリングにて確認したが、今後、条例又は協定書の改正あるいは経緯に関する決裁文書の作成等を検討されたい。

② 協議記録等の保存について〔努力・要望事項〕

指定管理者に対する指示・連絡調整に関する文書の提出を依頼したが、連絡は密にとっているものの、口頭のみで、文書による記録は保存され

ていなかった。

管理点検体制など内部統制機能の強化等の観点から、回答内容や処理の経過等について、指定管理者との協議・指導記録の保存に努められたい。

③ 指定管理業務実地調査について〔努力・要望事項〕

モニタリングマニュアルに基づき指定管理者に対し実地調査を行っていたが、協定書や仕様書等と実務における整合性の検証が一部不十分であると見受けられた。適正な評価となるよう、実地調査による現状把握や効果検証に努めるとともに、モニタリングを基にした管理運営改善のフィードバックを繰り返す手法で、業務水準の維持向上と施設サービスの向上を図られたい。

④ サポート体制の構築について〔努力・要望事項〕

かどや保存会は地域の人々を中心に組織された団体であるという性質上、指定管理者の事務及び経理については、何らかのサポートが必要であると見受けられた。市としても、主体性や専門性を最大限発揮できるよう、適切なサポート体制を構築・補完し、より一層市と指定管理者の「協働」によるまちづくりを推進されたい。

⑤ 関連部署との連携強化について〔努力・要望事項〕

鳥羽大庄屋かどやは歴史的文化遺産の「保存・継承」とあわせ、観光資源や市民交流の場など幅広い「活用」がなされていることから、さらなる郷土文化の発展形成に向け庁内で定例的な協議の場を設ける等、関係部署との連携強化に努められたい。